

Nature-Friendly Company



第69期 定時株主総会

招集ご通知

日時 2021年6月25日(金曜日)午前10時

場所 時事通信ホール

議案 〈会社提案(第1号議案から第4号議案まで)〉

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である
取締役を除く)3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

当社株式等の大規模買付行為への
対応策(買収防衛策)の継続の件

〈株主提案(第5号議案)〉

第5号議案

自己株式取得の件

経営理念

新たな価値を創造し 世界のお客様に 信頼される会社を実現する

経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファクトリー&ファブレス機能を強化し
卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通し、社員の幸福と
社会貢献を実現する

Contents

株主の皆様へ	1
第69期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	8
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34
株主総会参考書類（議案）	40

ご参考

トピックス	62
企業情報	64
株主メモ	65



To Our Shareholders

株主の皆様へ



もっといい車を作ろうとしている人にもっといい部品をお届けします 車づくりに欠かせない会社を目指して

代表取締役社長

柴崎 衛

平素は当社の事業経営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた全ての方々に謹んでお悔やみ申し上げますと共に、罹患された方々の一日も早いご回復をお祈りいたします。また各地域における感染症の一日も早い終息を心より祈念いたします。

当期の世界経済は、上期は各地で新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出規制や経済活動の制限が実施され、景気は大きく悪化しましたが、第2四半期以降、経済活動は徐々に回復し、各地域の景気は回復基調にあります。しかしながら足元では半導体不足の影響や感染症再拡大等の懸念材料もあり、景気の先行きは依然不透明な状況が続いています。

当社グループの事業分野であります自動車業界におきましては、上期は各地域で主要取引先メーカー各社の生産休止や新車販売の低迷による生産調整の影響を受けて生産台数は大幅に減少し、下期において海外を中心に回復したものの、通期の生産台数は減少しました。

このような状況下、当社グループでは事業基盤の強化と経費削減等による経営効率化に取り組んでまいりましたが、当期の連結売上高及び連結営業利益は、上期の売上減少の影響が大きく、下期においては前年並に回復したものの、通期では減収減益の結果となりました。

こうした中、当社はお陰様で2021年4月に創業70周年を迎えました。これもひとえに、株主様を始めとする全てのステークホルダーの皆様のご多大なるご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。当社グループを支えて下さった全ての皆様への「感謝」と、車づくりに欠かせない会社を目指すという「決意」を胸に、改めて標題のごとくグループのミッション・ステートメントを定めました。

今後の経営環境は引続き予断を許さない状況にありますが、当社グループは70周年を機に、改めてグローバル市場において「ファクトリー&ファブレス」機能の強化に全力で取り組み、事業基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月

(本店所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社オーハシテクニカ
代表取締役社長 柴 崎 衛

第69期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット等）によって、事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



インターネット等により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書のQRコードをスマートフォンで読み取るか、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、
2021年6月24日（木曜日）午後5時まで
に議案に対する賛否をご入力ください。



書面により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2021年6月24日（木曜日）午後5時まで
に当社に到着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

記

<p>1 日 時</p>	<p>2021年6月25日（金曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール（時事通信ビル2階） <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small></p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案（第1号議案から第4号議案まで）></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件</p> <p><株主提案（第5号議案）></p> <p>第5号議案 自己株式取得の件</p>
<p>4 議決権の行使等についてのご案内</p>	<p>5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 なお、本総会におきましては、株主提案がなされております。 その内容は後記の「株主総会参考書類」に第5号議案として記載しておりますが、 当社取締役会としては第5号議案に反対しております。</p>

以 上

第69期定時株主総会運営に関するご協力をお願いについて

■議決権行使は、可能な限り郵送または電磁的方法（インターネット等）による事前の行使をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況を踏まえまして、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のために、可能な限り郵送または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

株主総会当日の当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。

- ・ 株主総会に出席する取締役、運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ 受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用、サーモグラフィによる検温等について、ご協力をお願いいたします。咳などの風邪の症状や、検温により37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ・ 会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきますが、東京都及び開催場所からの要請により、ご入場いただける人数が大幅に制限される可能性があります。その際には、ご来場の株主様に充分なお席が確保できない場合がございますが、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況変化によっては、ご案内の内容を更新する場合もございますので、適宜、当社ウェブサイトをご確認いただければ幸いに存じます。（当社ウェブサイト <https://www.ohashi.co.jp>）

■100株以上保有の全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応にご協力をお願いするに当たり、昨年度に引き続き、株主優待の内容を変更し、100株以上保有いただいております全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。詳細は巻末の「株主優待のご案内」をご参照ください。

■株主総会にご来場の株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。

昨年度より、株主総会にご来場の株主様へのお土産を取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

7頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場 所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール(時事通信ビル2階)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 当日ご出席の際は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表
- 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ohashi.co.jp>)

書面による議決権行使のご案内

議決権行使期限：2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで

■記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社オーハシテクニカ 御中

私は、2021年6月25日開催の貴社第69期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2021年 6月 日

各議案につき賛否の表示がされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

株式会社
オーハシテクニカ

株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の欄は除く)</small>	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛
	否	否	否	否		否

(ご注意)
株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第5号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

第1号議案～第4号議案は取締役会からご提案させていただき議案です。

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日午後5時までに到着するようご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネット等で行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2021年6月24日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

書面とインターネット等の両方で議決権行使された場合は、インターネット等を有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

株式会社オーハシテクニカ

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1・3・4号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第5号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第2号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 「否」の欄に○印
一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

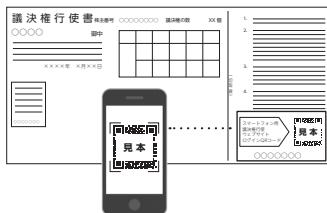
※各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

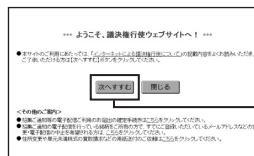
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

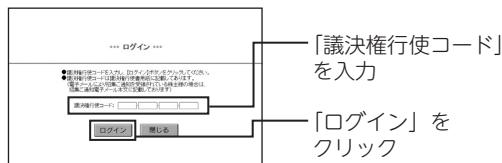
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

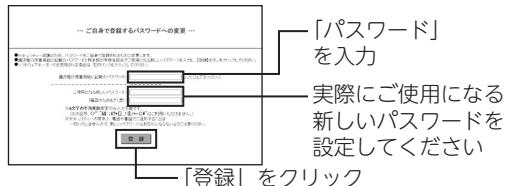
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済及びわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出規制、休業要請等で経済活動が厳しく制限され、第2四半期までは各地域で景気の悪化が継続しました。その間、各国とも感染症拡大の抑制と経済活動の両立に向けた政策を実行し、中国ではいち早く景気の回復がみられ、その他の地域においても景気は底打ちし、第3四半期以降、各国の景気は回復基調にありました。しかしながら、一部の国、地域では感染症の再拡大が進み、再度、緊急事態宣言やロックダウンが実施される事態となり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業分野であります自動車業界におきましては、海外（当社会計期間2020年1月1日～2020年12月31日）では、第2四半期より中国での生産台数の急回復がみられたものの、その他の地域で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主要メーカーの操業停止が本格化し、生産台数は大幅に減少しました。その後、各国政府の政策が下支えとなり、第3四半期以降の生産台数は前年を上回る水準まで持ち直しましたが、当連結会計年度の海外生産台数は第2四半期までの落込みの影響が大きく、前年実績を下回る結果となりました。また、国内（当社会計期間2020年4月1日～2021年3月31日）では、主要得意先メーカーの生産台数は第1四半期を底に回復に転じており、第3四半期以降はほぼ前年並みの水準まで回復していますが、期初からの操業停止と需要の低迷に伴う生産台数の減少の影響が大きく、当連結会計年度の国内生産台数は海外同様、前年実績を下回っております。

このような状況下、当社グループでは事業基盤の強化と経費削減等による経営の効率化に努めてまいりましたが、連結売上高は第2四半期までの主要得意先メーカー各社の操業停止と、需要の低迷に伴う生産台数の減少の影響が大きく、前年比減収となりました。また、連結営業利益も各地域における第2四半期までの売上減少の影響が大きく、前年比減益となりました。

当連結会計年度の売上高は297億8千2百万円(前年同期比17.1%減)、営業利益は21億5百万円(同35.5%減)、経常利益は22億8千1百万円(同32.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億4千万円(同37.4%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は7億6千8百万円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

イ. 国内

国内では、当社の金型及び什器・備品の取得に1億3千万円、子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備の取得に1億3千万円、金型及び什器・備品の取得に1億3千2百万円、建物附属設備の取得に2千8百万円等、合計で4億2千8百万円の設備投資を行いました。

ロ. 海外子会社

海外子会社においては、米国子会社であるOHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.等の機械設備の取得に5千9百万円、金型及び什器・備品の取得に5千3百万円、中国子会社である大橋精密件製造（広州）有限公司の工場増築に8千4百万円、タイ子会社であるOHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.等の機械設備の取得に7千8百万円、ソフトウェアの取得に1千8百万円等、海外合計で3億3千9百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当期における重要な資金調達はありません。

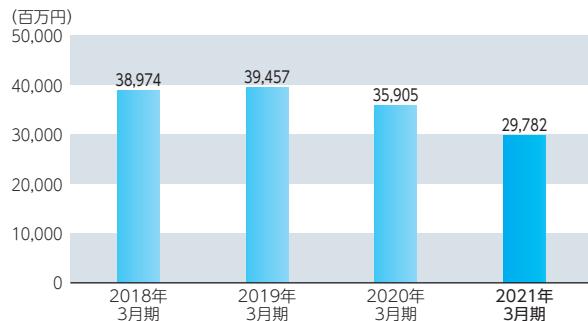
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第66期 2018年3月期	第67期 2019年3月期	第68期 2020年3月期	第69期 2021年3月期
売上高	(千円)	38,974,576	39,457,167	35,905,452	29,782,276
経常利益	(千円)	4,306,946	4,195,578	3,401,287	2,281,983
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	3,065,665	2,956,741	2,460,743	1,540,104
1株当たり当期純利益		206円13銭	199円2銭	166円87銭	106円10銭
総資産	(千円)	40,752,917	41,912,199	42,360,458	42,138,059
純資産	(千円)	29,293,964	30,681,514	31,925,228	31,672,261

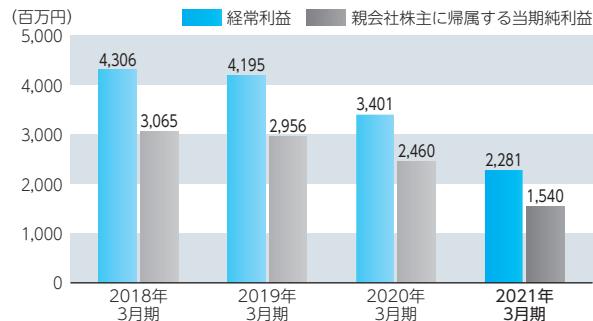
(注) 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第67期（2019年3月期）度より適用しており、第66期の金額は組替え後の金額で表示しております。

参考資料（連結ベース）

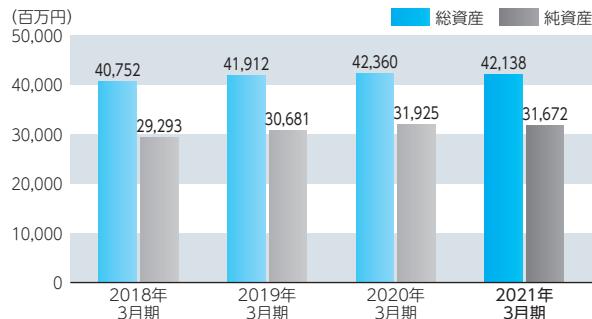
売上高



経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



総資産・純資産



1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率(ROE)



地域別売上高

■日本

上期における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主要得意先メーカーの一時的な操業停止及び需要低迷による生産減少の影響が大きく、下期はそれまでの急激な売上減少から持ち直したものの、通期の売上高は162億2千1百万円（前期比19.3%減）となりました。

■米州

上期における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主要得意先メーカーの操業停止や市場の冷え込みによる販売減少の影響が大きく、下期は前年を上回る回復となったものの、通期の売上高は62億3千5百万円（前期比15.8%減）となりました。

■中国

新型コロナウイルス感染症の影響が年度前半にあったものの、主要得意先メーカーの生産は5月以降急速に回復し、通期では前年を上回る業績となりました。売上高は44億7千6百万円（前期比4.0%増）となりました。

■アセアン

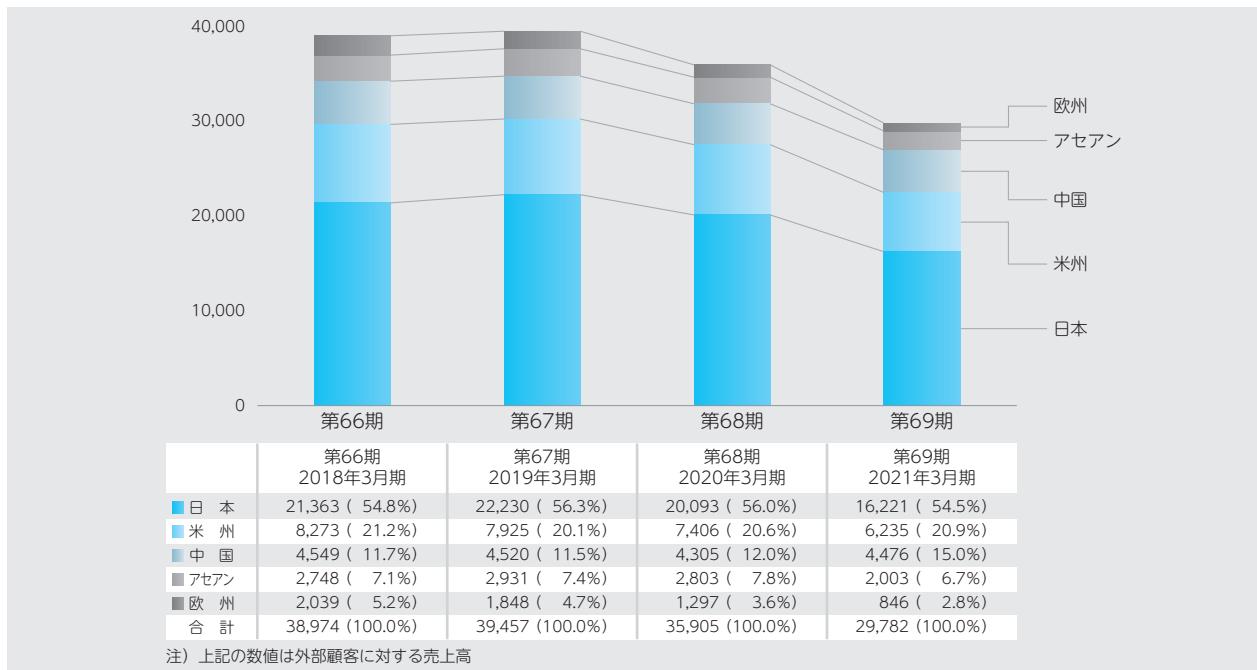
前年から続くアセアン経済の不振と新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、期を通じて主要得意先メーカーの生産減少が続いたことから、売上高は20億3百万円（前期比28.5%減）となりました。

■欧州

前年から続く販売台数の低迷と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う主要得意先メーカーの大幅な生産減少により、売上高は8億4千6百万円（前期比34.8%減）となりました。

地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



(3) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	—	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.	4,500千米ドル	—	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.	6,000千米ドル	—	90.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
大橋精密件(上海)有限公司	4,000千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の販売
大橋精密件製造(広州)有限公司	12,500千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子(上海)有限公司	3,000千米ドル	100.0%	—	情報通信関連部品等の製造・販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイバーツ	100.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイバーツ	—	60.0%	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	—	自動車関連部品の販売
台湾大橋精密股份有限公司	30,000千ニュー台湾ドル	100.0%	—	自動車関連部品の調達
株式会社テーケー	53,000千円	33.9%	—	自動車関連部品の製造・販売
株式会社ナカヒョウ	84,000千円	20.0%	—	自動車関連部品の製造・販売

(注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.の間接所有比率(100.0%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。

2.OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.の間接所有比率(90.0%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。

3.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率(0.1%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。

4.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.の間接所有比率(60.0%)は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.が所有しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念で掲げている「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」ために、グループを挙げて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 開発・製造機能の強化による強みの構築

- イ. 幅広いマーケティング活動に基づき、新たな加工技術を開発し競争力を強化する
- ロ. 各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ハ. 主要調達先との資本提携を推進し、グループ内製造機能を強化する

② グローバル事業体制の強化、拡充

- イ. 新事業拠点展開と既存拠点の機能を強化し、グローバル対応力の向上を図る
- ロ. 各海外子会社の組織体制の強化とローカル社員の経営管理力の向上を図る

③ 戦略的調達活動の推進

- イ. ファブレス機能の更なる強化のために、主要調達先企業との戦略的関係を構築する
- ロ. グローバル調達体制を強化する

④ 企業価値向上への取組み継続

- イ. S D G s（持続可能な開発目標）の達成に貢献する企業活動を推進し、企業価値の向上を図るとともに、活力ある豊かな社会づくりを実践する
- ロ. ステークホルダーへの安定的な還元を実行する

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

- ① 自動車関連部品等の製造・販売、及び加工技術開発
- ② 物流業務並びに輸出入業務

(6) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

① 本社、営業部門、調達部門、海外事業部門

本社
国内事業部門
営業部門

営業部
栃木営業グループ
北関東営業グループ
首都圏第一営業グループ
首都圏第二営業グループ
南関東第一営業グループ
南関東第二営業グループ
浜松営業グループ
名古屋第一営業グループ
名古屋第二営業グループ
大阪営業グループ
マーケティンググループ

調達部門

調達部
第一調達東京チーム
第一調達大阪チーム
第二調達チーム
第三調達チーム
調達管理チーム

海外事業部門

海外事業部
海外営業チーム

東京都港区

東京都港区
栃木県宇都宮市
群馬県邑楽郡
東京都国立市
東京都国立市
神奈川県伊勢原市
神奈川県伊勢原市
静岡県浜松市
愛知県高浜市
愛知県高浜市
大阪府大阪市
東京都港区
東京都港区
東京都港区
大阪府大阪市
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区

② 子会社

オーハシ技研工業株式会社
株式会社オーハシロジスティクス
OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.
OHASHI NAKAHYO U.S.A., INC.
OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.
大橋精密件(上海)有限公司
大橋精密件制造(広州)有限公司
広州大中精密件有限公司
大橋精密電子(上海)有限公司
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD.
OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD.
OHASHI TECHNICA UK, LTD.
台湾大橋精密股份有限公司

愛知県東海市
東京都国立市
米国オハイオ州サンバリー
米国オハイオ州サンバリー
米国オハイオ州サンバリー
メキシコ国グアナファト州
中国上海市
中国広州市
中国広州市
中国上海市
タイ国サムットプラカーン
タイ国プラチンプリ
英国タインアンドウィア州ワシントン
台湾高雄市

③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー
株式会社ナカヒョウ

長野県上伊那郡
岐阜県各務原市

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
733名 (94名)	36名減 (6名減)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名(12名)	2名減(3名増)	44.1歳	14.9年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入れ先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,759,080株
 (注) 2020年5月29日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,480,960株減少しております。
- ③ 株主数 6,825名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,444,400株	10.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	720,200	5.06
株式会社みずほ銀行	715,900	5.03
日本生命保険相互会社	660,000	4.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	537,300	3.77
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	379,300	2.66
MSCO CUSTOMER SECURITIES	358,700	2.52
大橋 玲子	353,700	2.48
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.39
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.15

(注) 当社は自己株式520,120株 (2021年3月31日現在) を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 衛	
取締役	中 村 佳 二	事業推進部長
取締役	古 性 雅 人	国内事業部長 兼 営業部長
取締役 (監査等委員・常勤)	伊 田 和 浩	
社外取締役 (監査等委員)	三 好 徹	株式会社精工技研 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	新 妻 幹 夫	

- (注) 1.三好徹氏、新妻幹夫氏は社外取締役であります。なお、三好徹氏及び新妻幹夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
- 2.当社は三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、両氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し責任を負うものとしております。
- 3.取締役 (監査等委員) 新妻幹夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する高い知見を有するものであります。
- 4.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、伊田和浩氏を常勤監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は役員報酬制度について、経営理念を実践することにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主との価値の共有を図る上でコーポレートガバナンス上の重要事項と捉え、個々の役員の職責を反映し、かつ職務遂行における成果の極大化を動機付ける報酬体系としております。

また株主を始めとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬額決定を行うため、2020年3月に社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、全ての取締役報酬は同委員会での審議による答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

なお、役員報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第64期定時株主総会での決議により、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額4億円としており、当該株主総会終結時の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円としており、当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

ロ. 役員報酬制度の概要

業務執行に係わる取締役は、取締役として経営を監督すると共に、短期的な当該年度の業績及び中長期的なグループの発展に責任を有しております。よってその報酬は固定報酬である「月額報酬」と、短期の業績及び中長期的なグループ業績の向上や企業価値増大のための取組み状況を反映した業績連動報酬である「賞与」で構成されており、その固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6：4を目処としております。なお、「賞与」の支給時期は当該事業年度の定時株主総会終了後としております。

業務執行に係わらない監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、業務執行に対する監査の独立性と実効性を確保する観点から、固定報酬である「月額報酬」のみで構成されております。

国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記内容とは異なる取扱いを行うことがあります。

ハ. 役員報酬等の決定方針

役員報酬等の決定方針については、2021年3月8日開催の指名・報酬委員会にて審議され、その答申に基づき2021年3月25日開催の取締役会にて決定しました。今後、当社の役員報酬は本方針に則って指名・報酬委員会にて検討、審議され、その答申を踏まえて取締役会にて決定します。

当社の役員報酬等の決定方針は次のとおりです。

- A. 固定報酬である「月額報酬」は、役位毎に職責に応じて定める基本支給額に功績・在任年数等を考慮して決定します。
- B. 業績連動報酬である「賞与」については、役位毎に設定する基準賞与額を基に会社業績評価と個人業績評価を考慮して決定します。
 - a. 会社業績評価は、「財務指標」である「連結売上高」「連結営業利益」の前年度増減率や業績計画に対する達成率により評価します。ただし、連結売上高、連結営業利益の実績、業績計画に特殊な事情が含まれる場合は考慮するものとします。

b.個人業績評価は、役員個人の当事業年度の業績への貢献度、所管業務における重点実施事項の進捗状況、及び中長期的なグループ業績の向上、企業価値増大のための戦略の遂行状況やESG（環境、社会、企業統治）への取組み状況等の「非財務指標」により評価します。代表取締役社長については特に中長期戦略の遂行状況やESGへの取組み状況を重視します。

なお、代表取締役社長の個人評価は社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が行い、その他の取締役の個人評価は代表取締役社長の意見を同委員会が確認し、客観性、公平性、透明性を確保した評価を行います。

c. 「連結売上高」「連結営業利益」を主要な財務指標とする理由は、これらの指標が当社グループの当該事業年度の事業活動の実情を最も適切に示す指標であり、連結ベースでその向上を図ることが当社の事業価値を持続的に増大させるために重要な施策であると考えためです。

なお、前事業年度、当事業年度における財務指標の実績は次のとおりです。

	第68期 2020年3月期	第69期 2021年3月期
連結売上高（百万円）	35,905	29,782
連結営業利益（百万円）	3,265	2,105

d. 監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

二. 役員区分毎の報酬額の総額、報酬額の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	83,370	56,270	27,100	－	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	13,200	13,200	－	－	1
社外取締役（監査等委員）	12,840	12,840	－	－	2
合計 （うち社外取締役）	109,410 (12,840)	82,310 (12,840)	27,100 (－)	－	6 (2)

ホ. 役員毎の連結報酬額の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員 の員数 (名)	内容
25,868	2	取締役の使用人としての職制上の地位に対する給与であります

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	社外取締役の兼職先と当社との間における特別な関係
社外取締役 (監査等委員)	三好 徹	株式会社精工技研 社外取締役 (監査等委員)	該当ありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	三好 徹	取締役会 19回/19回 監査等委員会 10回/10回	弁護士としての視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っている他、指名・報酬委員会の委員長として、役員の指名及び報酬決定方針等に関する委員会での審議を主導し、意見のとりまとめ、取締役会への報告、答申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	新妻 幹夫	取締役会 17回/19回 監査等委員会 10回/10回	税理士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っている他、指名・報酬委員会の委員として、役員の指名及び報酬決定方針等に関する委員会での審議に当たり、意見を述べる等の役割を果たしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2020年12月以降の取締役、執行役員、国内外子会社役員、国内部門長を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は同保険契約により補填されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

③ 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33,900千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	33,900千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査(会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》の規定によるものに限る)を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、監査等委員会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）及び当該体制の運用状況

(6-1) 「内部統制システム構築の基本方針」

2016年6月24日開催の当社取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- ニ. 法令・定款・諸規則並びに規定に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。

また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」（Business Continuity Plan）の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。

- . 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ハ. 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、社内取締役、執行役員、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二. 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- . 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役に報告する。また、海外子会社社長を、定期的に本社に招集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ. さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合、その任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該取締役及び使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査等委員会に報告することとする。また前記に関わらず選定監査等委員はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- . 監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、選定監査等委員は、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

- 二. 監査等委員会や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還に関しては、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

(6-2) 「内部統制システムの運用状況」

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」の朝礼での唱和、当社グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育の継続的实施等により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ロ. 法令違反行為、社内規定違反行為を早期に発見し是正することを目的とし、社内の内部統制統括部、常勤監査等委員または社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- ハ. 内部監査部門である内部統制統括部により、年度監査計画に基づき、子会社も含め内部監査(内部統制監査及び業務監査)を実施し、必要に応じて改善を求め、その結果を確認することとしています。監査結果については、代表取締役社長に都度報告されるとともに、常勤監査等委員にもすべて報告されております。これらの総括に関し、代表取締役社長を委員長とし関連本部部長から構成される「内部統制委員会」の場で報告の上、課題や対策について協議し、また、別途、監査等委員会にも報告しております。

② 損失の危険の管理に関する体制

各部門ごとのリスク管理の状況につき、月次で開催する主管業務報告会にて主要部門長からの報告を行い、取締役による監督を受けております。また、内部統制統括部による監査結果報告を受け、内部統制委員会において協議しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催する臨時取締役会も含め、2020年度、合計19回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会に先立って重要事項について審議する経営戦略会議を合計15回開催いたしました。これらを通じ、取締役の職務執行の効率性、適正性についての監督を行っております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の管理状況に関しては、担当役員がとりまとめて取締役会に月次で報告しております。また、定期的に（半期毎）グローバル経営戦略会議を開催し、海外子会社社長からの報告を受けて、当社取締役による指示・指導を実施しております。

ロ. 内部監査部門である内部統制統括部が、国内外子会社3社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

イ. 常勤監査等委員を通報窓口の一つと指定している他、内部通報を社外窓口である法律事務所にて受け付けた場合も、社内窓口である内部統制統括部を経由して、必ず常勤監査等委員に情報が集まる仕組みとし、運用しております。また通報したことを理由として不利益を課してはならない旨、運営要領に定め、周知徹底しております。

ロ. 常勤監査等委員は、取締役会、経営戦略会議等の重要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集している他、会計監査人、内部監査部門と、定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

さらに、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2006年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、2018年6月26日開催の当社第66期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取るることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2021年6月開催予定の当社第69期定時株主総会終結の時までとなっております。

④ 取組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ホ. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	33,788,740
現金及び預金	21,361,928
受取手形及び売掛金	7,036,480
商品及び製品	3,871,528
仕掛品	412,077
原材料及び貯蔵品	585,777
その他	529,277
貸倒引当金	△8,328
固定資産	8,349,318
有形固定資産	5,730,362
建物及び構築物	2,506,193
機械装置及び運搬具	1,084,303
工具器具備品	361,015
土地	1,387,496
建設仮勘定	391,354
無形固定資産	214,346
ソフトウェア	165,579
その他	48,766
投資その他の資産	2,404,609
投資有価証券	1,700,377
繰延税金資産	218,807
その他	487,625
貸倒引当金	△2,200
資産合計	42,138,059

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,622,359
支払手形及び買掛金	3,075,600
電子記録債務	5,247,818
未払法人税等	274,345
賞与引当金	187,662
役員賞与引当金	27,100
短期借入金	65,329
その他	744,503
固定負債	843,437
長期借入金	43,552
退職給付に係る負債	619,069
その他	180,815
負債合計	10,465,797
純資産の部	
株主資本	30,963,356
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,611,240
利益剰余金	28,338,005
自己株式	△811,559
その他の包括利益累計額	302,925
その他有価証券評価差額金	328,397
為替換算調整勘定	△59,449
退職給付に係る調整累計額	33,978
非支配株主持分	405,979
純資産合計	31,672,261
負債・純資産合計	42,138,059

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	29,782,276
売上原価	22,808,145
売上総利益	6,974,130
販売費及び一般管理費	4,868,531
営業利益	2,105,599
営業外収益	293,468
受取利息	55,879
受取配当金	38,347
持分法による投資利益	22,242
作業くず売却益	35,012
補助金収入	122,440
その他	19,545
営業外費用	117,084
支払利息	8,096
為替差損	48,146
開業費	47,894
その他	12,946
経常利益	2,281,983
特別利益	18,009
固定資産売却益	674
投資有価証券売却益	17,334
特別損失	2,112
固定資産売却損	492
固定資産除却損	1,619
税金等調整前当期純利益	2,297,880
法人税、住民税及び事業税	771,691
法人税等調整額	△22,500
当期純利益	1,548,690
非支配株主に帰属する当期純利益	8,585
親会社株主に帰属する当期純利益	1,540,104

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,622,030	28,954,967	△1,507,804	30,894,864
当期変動額					
剰余金の配当			△675,165		△675,165
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,540,104		1,540,104
自己株式の取得				△796,445	△796,445
自己株式の消却		△10,790	△1,481,900	1,492,690	—
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△10,790	△616,961	696,244	68,492
当期末残高	1,825,671	1,611,240	28,338,005	△811,559	30,963,356

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計		
当期首残高	104,201	457,992	43,180	605,374	424,989	31,925,228
当期変動額						
剰余金の配当						△675,165
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,540,104
自己株式の取得						△796,445
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	224,195	△517,442	△9,202	△302,449	△19,010	△321,459
当期変動額合計	224,195	△517,442	△9,202	△302,449	△19,010	△252,967
当期末残高	328,397	△59,449	33,978	302,925	405,979	31,672,261

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,801,787
現金及び預金	11,259,740
受取手形	65,636
売掛金	5,379,136
商品	904,198
貯蔵品	577
前払費用	19,968
短期貸付金	829
その他	173,331
貸倒引当金	△1,632
固定資産	12,488,307
有形固定資産	1,996,435
建物	1,037,395
構築物	144,982
機械及び装置	41,879
車両運搬具	988
工具器具備品	77,229
土地	693,959
無形固定資産	106,462
ソフトウェア	101,262
その他	5,200
投資その他の資産	10,385,409
投資有価証券	1,416,180
関係会社株式	6,002,514
関係会社出資金	2,494,885
保険積立金	262,680
繰延税金資産	42,397
その他	168,951
貸倒引当金	△2,201
資産合計	30,290,095

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,476,170
支払手形	126,480
買掛金	1,591,879
電子記録債務	5,077,805
未払金	255,251
未払費用	70,194
未払法人税等	187,312
預り金	9,160
賞与引当金	122,473
役員賞与引当金	27,100
その他	8,512
固定負債	496,715
退職給付引当金	458,070
資産除去債務	33,139
その他	5,505
負債合計	7,972,886
純資産の部	
株主資本	21,988,216
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,611,444
資本準備金	1,611,444
利益剰余金	19,346,382
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	19,199,025
圧縮積立金	160,969
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	11,068,056
自己株式	△795,281
評価・換算差額等	328,992
その他有価証券評価差額金	328,992
純資産合計	22,317,209
負債・純資産合計	30,290,095

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	17,563,820
売上原価	13,683,591
売上総利益	3,880,228
販売費及び一般管理費	2,627,113
営業利益	1,253,115
営業外収益	470,175
受取利息及び配当金	356,930
補助金収入	57,302
その他	55,941
営業外費用	88,517
為替差損	26
賃貸費用	84,210
その他	4,280
経常利益	1,634,773
特別利益	17,334
投資有価証券売却益	17,334
特別損失	13
固定資産除却損	13
税引前当期純利益	1,652,094
法人税、住民税及び事業税	464,532
法人税等調整額	△3,888
当期純利益	1,191,450

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	165,530	7,970,000	12,029,110	20,311,998
当期変動額									
圧縮積立金の取崩						△4,561		4,561	-
剰余金の配当								△675,165	△675,165
当期純利益								1,191,450	1,191,450
自己株式の取得									
自己株式の消却			△10,790	△10,790				△1,481,900	△1,481,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△10,790	△10,790	-	△4,561	-	△961,054	△965,616
当期末残高	1,825,671	1,611,444	-	1,611,444	147,356	160,969	7,970,000	11,068,056	19,346,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,492,690	22,267,213	104,320	104,320	22,371,534
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			-		-
剰余金の配当		△675,165			△675,165
当期純利益		1,191,450			1,191,450
自己株式の取得	△795,281	△795,281			△795,281
自己株式の消却	1,492,690	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			224,672	224,672	224,672
当期変動額合計	697,408	△278,997	224,672	224,672	△54,324
当期末残高	△795,281	21,988,216	328,992	328,992	22,317,209

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根津 美香 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根津 美香 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社オーハシテクニカ 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 田 和 浩 ㊟

監 査 等 委 員 三 好 徹 ㊟

監 査 等 委 員 新 妻 幹 夫 ㊟

(注) 監査等委員三好徹及び新妻幹夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第69期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の業績動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

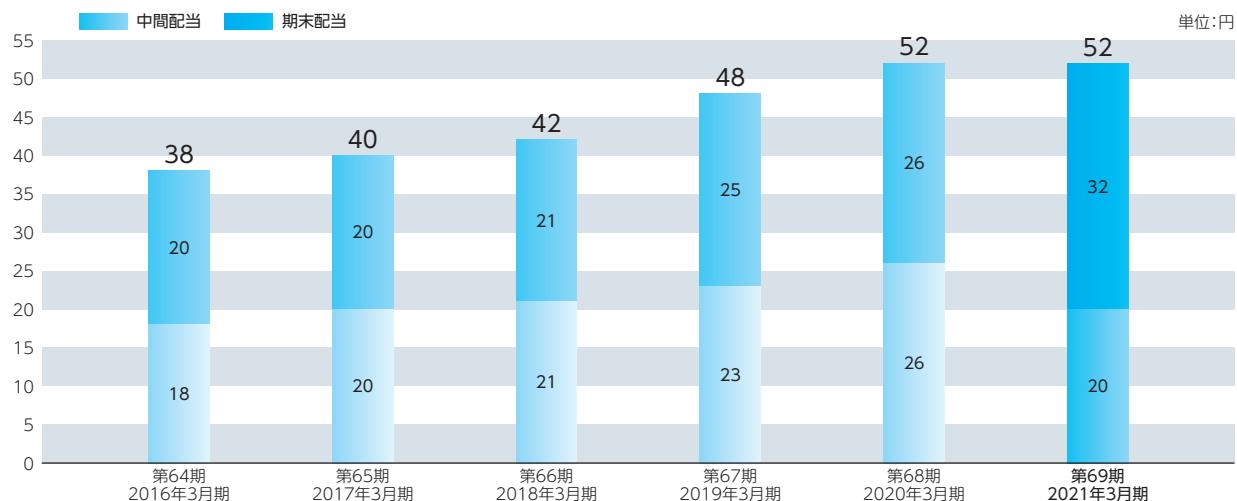
当社普通株式1株につき32円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は455,646,720円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき52円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	
1	柴崎 衛	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員	再任
2	古性 雅人	取締役 国内事業部長 兼 営業部長	再任
3	中村 佳二	取締役 事業推進部長	再任

<ご参考> 取締役候補者の指名方針

当社の取締役候補の指名に関しては、経営戦略企画力、業務遂行能力、経営管理能力、リスク管理能力、人格等を総合的に評価の上、決定しております。指名に当たっての手続きとしては、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

候補者番号

1

しばさき
柴崎

まもる
衛 (1956年5月14日生)

所有する当社の株式数…………… 65,100株
取締役在任年数…………… 14年
取締役会出席状況…………… 18/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年4月	当社入社	2008年6月	取締役 海外事業部長
2001年11月	OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. 社長	2011年8月	取締役 営業本部長
2003年6月	執行役員 同上	2014年6月	常務取締役
2007年6月	取締役 経営企画部長	2015年6月	代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在も当社グループの統括責任者としてリーダーシップを発揮しております。同氏のその能力・経験を引続き当社グループの経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふるしょう
古性

まさと
雅人 (1956年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 44,100株
取締役在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月	当社入社	2015年6月	執行役員 調達部長
2000年1月	OHASHI TECHNICA UK,LTD.社長	2016年10月	執行役員 第二営業部長
2003年6月	執行役員 同上	2017年12月	執行役員 営業部長
2009年6月	上席執行役員 第一営業統括部長	2018年6月	取締役 営業部長
2011年10月	上席執行役員 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長	2019年3月	取締役 国内事業部長 兼 営業部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、国内事業部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験をグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

な かむら よ し じ
中村 佳二 (1960年3月3日生)

所有する当社の株式数…………… 33,500株
取締役在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2011年6月	執行役員 管理部長
2009年12月	当社出向	2011年8月	執行役員 経営企画部長
2010年1月	管理部長	2015年6月	取締役 経営企画部長
2010年12月	当社入社	2019年11月	取締役 事業推進部長（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

経営企画・管理部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、事業戦略等の企画立案と実行推進、併せて国内子会社・グループ会社全般の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を活かし、引続きグループ全体の政策決定、管理機能強化を担うべく、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結し、役員がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は当該保険契約により補填されます。各候補者が取締役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は同保険契約により補填されません。なお、2021年12月に同保険契約を更新する予定であります。

監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おきやま 沖山	ともしこ 奉子 (1954年4月9日生)	所有する当社の株式数……………	—
		在任年数……………	—
		取締役会出席状況……………	—

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

1975年10月	東亜建設工業株式会社入社
2007年4月	同社 ウエルフェア営業部長
2013年4月	同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウエルフェア営業部長
2015年4月	同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウエルフェア営業部長 兼 東日本建築支店副支店長
2019年7月	同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 東日本建築支店副支店長
2020年3月	同社 建築事業本部 顧問
2020年6月	株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役 (現任)
2021年4月	当社顧問 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

沖山 奉子氏は、大手上場建設会社にて長年に亘り営業活動に携わり、営業活動における豊富な実務経験を有する他、同社の執行役員として長年経営に関与し、経営管理者としても優れた経験と実績を有しており、当社の取締役に相応しい人格、見識、経営管理能力を有していると判断しております。その能力と知見を活かし、当社の取締役会の活性化、多様性の向上に貢献されるものと期待しております。また、同氏と当社との間に特別の利害関係は無く、高い独立性が確保されていることから社外取締役としての選任基準を充たしているものと判断しております。

- (注) 1. 沖山奉子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 沖山奉子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 沖山奉子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。なお、沖山奉子氏の就任が承認された場合、独立役員とする予定です。
4. 沖山奉子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、役員等賠償責任保険 (D&O保険) を保険会社との間で締結し、役員がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は当該保険契約により補填されます。候補者が取締役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は同保険契約により補填されません。なお、2021年12月に同保険契約を更新する予定であります。

当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の 継続の件

当社は、2006年5月18日開催の取締役会決議により導入いたしました「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を、2018年6月26日開催の当社第66期定時株主総会においてその一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

現行の「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます。）の有効期間は、2021年6月25日開催予定の当社第69期定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）の終結の時までとなっております。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する観点から検討を重ねてまいりました結果、2021年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を2024年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、取締役全6名が出席し、本プランの継続につき全員一致で承認可決されております。

本議案は、株主の皆様にご本プランの継続をお諮りするものであります。

当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社のステークホルダーとの関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきと考えております。さらに、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、当社の企業価値や株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社取締役会や株主に対して当該大規模買付行為の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、日本、米州、中国、アセアン、欧州、台湾を軸とするグローバル体制の構築により、自動車部品を重点市場として、グローバルサプライヤーとして国内外における「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用しながら、企業価値・株主共同の利益の確保と向上に努めております。

また、こうした事業展開を可能にするため、社員の研修教育に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。加えて、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことにより、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

2. 企業価値向上への取組みについて

今後の世界経済は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況に大きく左右されるものの、各国、各地域におけるワクチン接種の普及状況や米国と中国の経済成長により、地域間の成長格差を伴いながらも徐々に正常化することが期待されます。

一方、自動車業界におきましては、新型コロナウイルスの影響に加え、長期化しつつある世界的な半導体不足の影響で、国内外の得意先の生産活動が停滞する可能性があります。このため自動車販売台数の安定的な回復と成長に支障がでる事態も想定され、当社グループを取り巻く経営環境は改善基調にはありますが、不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした状況のなか、当社グループでは業績の拡大と経営基盤の安定的な確立を目指して、以下の課題にグループ一体となり取り組んでまいります。

(1) 開発・製造機能の強化による強みの構築

- ①幅広いマーケティング活動に基づき、新たな加工技術を開発し競争力を強化する
- ②各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ③主要調達先との資本提携を推進し、グループ内製造機能を強化する

(2) グローバル事業体制の強化、拡充

- ①新事業拠点展開と既存拠点の機能を強化し、グローバル対応力の向上を図る
- ②各海外子会社の組織体制の強化とローカル社員の経営管理力の向上を図る

(3) 戦略的調達活動の推進

- ①ファブレス機能の更なる強化のために、主要調達先企業との戦略的関係を構築する
- ②グローバル調達体制を強化する

(4) 企業価値向上への取組み継続

- ①SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献する企業活動を推進し、企業価値の向上を図るとともに、活力ある豊かな社会づくりを実践する
- ②ステークホルダーへの安定的な還元を実行する

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みについて

当社は、「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」という経営理念のもとで、グローバルに事業を展開しております。併せて社会の一員であることを強く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹し豊かな社会の実現に努力するとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、ユーザー、協力企業、社会から信頼され期待される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要な経営課題と考えております。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、2016年6月24日開催の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社取締役会は取締役3名（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成しており、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法に定める取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。

監査等委員会においては、常勤監査等委員を1名選定し、取締役会のほか経営戦略会議等の主要な会議に全て出席し情報収集を行うとともに、社外取締役は、原則全ての取締役会及び定期的に開催する監査等委員会に出席し、監査等委員会として取締役の職務執行を十分監査できる体制となっております。また、内部監査担当部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

なお、取締役会の戦略決定及び業務監督機能と業務執行の分離を明確に図るため、1999年度より執行役員制度を導入して、経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。

Ⅲ. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、別紙1に定めた「特別委員会規定の概要」に従い、当社社外取締役及び社外有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

本プラン継続時点における「特別委員会委員就任予定者の氏名及び略歴」は、別紙2に記載のとおりであります。

2021年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3の「当社の大株主の状況」に記載のとおりであります。

Ⅳ. 本プランの内容

1. 本プランの対象となる大規模買付等

次の（1）または（2）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- （1）当社の株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- （2）当社の株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

（1）「意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、実行に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続きに従う旨の誓約等を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます）を、当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」には、別紙4で定める事項を記載していただき、その提出にあたっては、全部事項証明書、定款の写し、その他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

（2）必要情報の当社への提供

上記「意向表明書」を提出いただいた場合には、大規模買付行為に対する株主の皆様への判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を得るため、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して評価・検討のために必要な日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といえます）を提供していただきます。

- ①当社は、「意向表明書」の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを発送いたしますので、大規模買付者は、別紙5に定めた「大規模買付情報リスト」に従って20営業日以内に日本語で記載された十分な大規模買付情報を当社に提出していただきます。
- ②大規模買付情報の提供がなく、または提供された大規模買付情報では株主の皆様への判断及び当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を求める場合があります。

(3) 株主の皆様に対する情報開示

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様への判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

3. 大規模買付行為の内容の検討

当社取締役会は、外部専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための検討期間として、次の期間を設定します。

(1) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けの場合には最大60日間

(2) 他の大規模買付等の場合には最大90日間

次に、当社取締役会は、取締役会検討期間内において必要に応じて適宜、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者等から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討及び当社取締役会の代替案の検討等を行います。こうした取締役会検討期間を設定したこと、当社取締役会として慎重にとりまとめた意見、大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案等を提供する場合には、当該代替案等について法令等に従い適時株主の皆様へ開示いたします。また、当社取締役会の意見、代替案等については、大規模買付者に通知いたします。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動

(1) 「特別委員会」の設置

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役及び社外有識者で構成される「特別委員会」を設置いたします。

特別委員会は、取締役会検討期間中、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家）の助言を得ることができるものとし、

なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切に判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

①対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものとして認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお別紙6に定める「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合、または該当すると客観的・合理的に疑われる相当の事情がある場合、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付等の内容が本プランに定める手続きに従ったものであり、かつ明らかに企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を侵害するものとはいえないと判断した場合、または本対抗措置を発動することが適当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して本対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、一度対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が上記①の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとし、

(2) 取締役会の決議

当社取締役会は、(1)に定める特別委員会の勧告を最大限に尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(2)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、または勧告の有無に関わらず対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 大規模買付等の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

5. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記4.(2)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙7「新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議することがあります。

また、本新株予約権の無償割当の効力発生日後であっても、同様の理由により当社が新株予約権を取得することが適切であると判断した場合には、行使期間開始日の前日までの間に当社が当該新株予約権を無償取得する場合があります。

V. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

VI. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

4. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記IV.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであるとと考えております。

6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記V.に記載のとおり、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅶ. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの継続時に株主の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大規模買付者等が本プランを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆様におかれましては、買付者等の動向にご留意ください。

株主の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2. 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記Ⅳ.4.(3)に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3. 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

(1) 本新株予約権の無償割当の効力発生日における手続き

本新株予約権の無償割当の手続きに関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続きは不要です。

(2) 本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使、または取得に際しての株主の皆様に必要な手続き

当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

また、大規模買付者及びそのグループを対象として本新株予約権を行使することができないものとして定めた非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使可能期間の到来を待つて本新株予約権を行使していただく場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様へ割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては行使期間内に本新株予約権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、いずれの手続きを行う場合であっても、当社はその手続きの詳細に関して適用ある法令等に基づき適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社より開示される情報に十分にご留意ください。

以上

特別委員会規定の概要

(目的)

1. 特別委員会は、当社株式等の大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。

(委員の選任)

2. 特別委員会の委員は5名とし、当社社外取締役及び社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

(委員の任期)

3. 特別委員会の委員の任期は、社外取締役については当該取締役の任期とし、社外有識者については定時株主総会において決議される本プランの期間とする。

(招集及び議長の選任)

4. 特別委員会は、当社取締役会の決議にもとづき、取締役会議長が招集する。特別委員会の議長は、特別委員会の委員の互選により選定される。

(決議方法)

5. 特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(決議事項)

6. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容の理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項特別委員会は、上記の各号について審議・決議を行うに当たり、買収提案者や買収提案の内容等について情報及び資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。

(委員会への報告)

7. 特別委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。

(外部からの助言)

8. 特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。

特別委員会委員及び就任予定者の氏名及び略歴

特別委員会委員

氏名（生年月日）	略 歴
三好 徹 (1947年4月15日生)	1976年 4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属
	1978年 9月 三好総合法律事務所開設、現在に至る
	1997年 6月 当社社外監査役
	2016年 6月 監査等委員である社外取締役（現任）

三好徹氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略 歴
新妻 幹夫 (1950年12月11日生)	1976年 4月 東京国税局入局
	2001年 7月 戸塚税務署副署長
	2007年 7月 東京国税局査察部査察国際課長
	2009年 7月 藤沢税務署長
	2011年 8月 税理士登録
	2011年 9月 新妻幹夫税理士事務所開設、現在に至る
	2013年 6月 当社社外監査役
2016年 6月 監査等委員である社外取締役（現任）	

新妻幹夫氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

特別委員会委員 就任予定者

氏名 (生年月日)	略 歴
沖山 奉子 (1954年4月9日生)	1975年10月 東亜建設工業株式会社入社
	2007年4月 ウェルフェア営業部長
	2013年4月 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウェルフェア営業部長
	2015年4月 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウェルフェア営業部長 兼 東日本建築支店副支店長
	2019年7月 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 東日本建築支店副支店長
	2020年3月 建築事業本部 顧問
	2020年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役 (現任)
2021年4月 当社顧問 (現任)	

1. 沖山奉子氏は、本年6月開催予定の定時株主総会の承認を条件に、当社監査等委員である社外取締役に就任予定であります。
2. 沖山奉子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

氏名 (生年月日)	略 歴
田口 武尚 (1943年7月14日生)	1962年4月 東京国税局入局
	2000年7月 葛飾税務署長
	2001年7月 立川税務署長
	2002年8月 税理士登録
	2002年8月 田口武尚税理士事務所開設、現在に至る
	2008年6月 当社社外監査役
	2013年6月 当社社外取締役
2016年6月 当社社外取締役退任	

田口武尚氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

氏名 (生年月日)	略 歴
田口 弘 (1936年9月22日生)	1962年11月 中央信託銀行株式会社 (現三井住友信託銀行株式会社) 入行
	1989年6月 同行検査部長
	1991年4月 ニッシンジーエフ株式会社常務取締役
	1997年7月 同社常務取締役退任
	1998年6月 当社監査役 (社外監査役)
	2008年6月 当社監査役退任

田口弘氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況（2021年3月31日現在）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
オーハシテクニカ取引先持株会	1,444,400	10.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	720,200	5.06
株式会社みずほ銀行	715,900	5.03
日本生命保険相互会社	660,000	4.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	537,300	3.77
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	379,300	2.66
MSCO CUSTOMER SECURITIES	358,700	2.52
大橋 玲子	353,700	2.48
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.39
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.15

（注）当社は自己株式520,120株を保有しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

意向表明書

1. 大規模買付者の概要

- ①氏名または名称及び住所または所在地
- ②代表者の役職及び氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

2. 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び「意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

3. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

- ①大規模買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数
- ②大規模買付行為の目的
支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為その他の目的がある場合にはその旨及び内容。
なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。

4. 本プランに従う旨の誓約

大規模買付情報リスト

1. 大規模買付者及びそのグループの詳細
沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況
2. 大規模買付等の目的の具体的内容、方法及び内容
3. 大規模買付等の対価の種類及び金額、並びに当該金額算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
4. 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
6. 買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
7. 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
8. 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
9. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
10. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様への判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が、当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の買付けを行っている、または行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
3. 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高価売り抜けをする目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠その他の条件の具体的内容、当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで、当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または発展を妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
9. その他上記1から8までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展を著しく損なうと合理的に判断される場合

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される当社が発行する株式の総数から発行済株式総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属するものに行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。
9. 当社による新株予約権の取得
当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

以 上

<株主提案（第5号議案）>

株主1名（議決権数300個）からご提案された議案

第5号議案は、株主1名（議決権数300個）からのご提案によるものであります。

提案株主 RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND,LP.
(以下「RMB社」といいます。)

議案の要領及び提案の理由は、議案に番号を付したことを除き、RMB社から提出されたものを原文のまま記載しております。

株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。
この提案については、法令・定款等に違反する場合を除き、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

この度、RMB社からご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、
当社取締役会としては、後記のとおり、第5号議案に反対いたします。

株主提案

第5号議案 自己株式取得の件

I. 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数1,500,000株、取得価格の総額2,400,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

II. 提案の理由

市場において株価が低い評価を受けている場合には、会社は、自社株を買戻すことで、株主に投下資本回収の機会を与えるだけでなく、経営陣により「自社株が市場において不当に安い評価を受けている」との見解を示すことができます。これらを通じて、将来の企業価値の向上に資することになります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、貴社の株価は本来の企業価値よりも低い評価となっています。不確実性に対処しつつ経営安定性を維持するため、一定の手元資金を確保することは必要ですが、貴社の現在の財務状況を鑑みれば、本提案の規模の自己株式の取得は十分可能です。自己株式の取得が企業価値向上に資することが見込まれるため、本提案を致します。

○株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は株主の皆様への利益還元的重要性を強く認識しており、経営体質の強化や将来の事業展開のための成長投資等を勘案しながら、業績に対応し、株主配当金は「配当性向30%以上」を経営目標として明記し、安定的な配当を継続することを基本方針の一つとしております。

加えて、自己株式の取得についても、株主の皆様への一層の利益還元や資本効率の向上を念頭に置き、財務状況等を総合的に勘案した中で検討していくことを基本方針としております。

その方針のもと、2020年3月期まで業績動向、配当性向水準を勘案しながら、8期連続の増配を実施し、その間、複数回の自己株式取得も併せて行ってまいりました。

2021年3月期においては、新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大は当社業績に大きな影響を及ぼす見込みではありましたが、その要因が明確であったこと、年度後半には一定の回復が見込まれたこと、当社の安定した財務基盤等を踏まえ、安定配当継続と株主の皆様への期待に応える観点から前年度と同水準の配当実施は可能と判断し、取締役会で決定のうえ、公表いたしました。

また、同じく2021年3月期は、業績の回復状況、当社の財務状況等を確認しながら、5月、11月、2月と3回にわたり総額890百万円（上限）の自己株式取得を決議のうえ実施し、株主還元を努めてまいりました。

（取得実績 ①2021年3月期中の取得金額 795百万円 ②2021年4月以降の取得金額 95百万円 … 取得総額890百万円・発行済株式総数の3.9%）

本年度以降も新型コロナウイルスの感染再拡大や世界的な半導体不足の問題等が顕在化してきており、ある程度不透明な状況は継続する見込みですが、当社の株主還元の方針は変わりなく、積極的に継続して検討していく所存です。

配当金に関しては、本年度は当社創業70周年の感謝を記念配当という形で還元させていただき予想配当案を公表致しました。2022年6月開催予定の第70期定時株主総会に剰余金処分議案として提出させていただき予定です。

そして、自己株式取得の実施については、当社の業績、今後の業績見込、成長のための投資計画や財務状況など取り巻く環境等を総合的に勘案し、取締役会で十分に協議の上、実施時期と取得株数の設定等を当社取締役会の責任と判断のもと決定すべきであると考えます。

従いまして、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

オーハシテクニカ 70年の歩み

当社は創業者の大橋吉夫が締結部品販売業を創業して以来、70年に亘り日本の自動車産業の発展と共に成長し、現在では国内に2社、海外6カ国に12の子会社を展開するグローバル企業となりました。

当社グループは、70周年を新たなスタートとして、お取引先様の事業に貢献できる強みを一層強化するため、新たな部品加工技術の開発、生産設備の増強によるファクトリー機能の強化、高い技術を持つ調達先様との連携によるファブレス機能の強化、これらをグローバル市場において引続き全力で取り組んでまいります。

1951

大橋吉夫がボルト・ナット等締結部品の販売業として個人で創業



1951

1960

1953

3月 法人成りする形で東京都中央区横町(現、中央区八重洲)に大橋商事株式会社を設立

1970

1970

5月 顧客仕様の特殊部品を主要取扱商品として、主に自動車メーカー及びその系列企業へ販売開始

1980

1987

4月 海外進出 第一号として、米国における販売拠点として米国オハイオ州に販売子会社FasTac, Inc.(現、OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.)を設立

5月 商号を株式会社オーハシテクニカに変更

1999

12月 英国スウィンドンに販売子会社OHASHI TECHNICA UK, LTD.を設立



1997

1月 タイ国サムットプラカーンに製造販売子会社OHASHI TECHNICA (THAI LAND) CO., LTD.を設立



1990

1994

3月 米国オハイオ州に製造子会社O.S.TECHNOLOGY, INC.(現、OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.)を設立

2012

9月 メキシコ合衆国グアナフアト州に販売子会社 OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.を設立



2004

9月 東京証券取引所第一部へ上場
11月 中国広州市に製造子会社 大橋精密件製造(広州)有限公司を設立



2007

4月 M&Aにより、国内で初めての製造販売子会社オーハシ技研工業株式会社を子会社化

2011

7月 中国広州市に製造販売子会社 広州大中精密件有限公司を設立

2003

9月 中国上海市に販売子会社 大橋精密件(上海)有限公司を設立

2000

2000

1月 株式を店頭市場に登録
10月 タイ国プラチンプリに製造販売子会社 OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD.を設立

2002

6月 中国上海市に製造販売子会社 大橋精密電子(上海)有限公司を設立
10月 物流子会社の株式会社オーハシロジスティクスを設立
12月 東京証券取引所第二部へ上場



2015

4月 台湾高雄市に調達拠点として台湾大橋精密股份有限公司を設立

2014

11月 長野県上伊那郡の株式会社テーケーに資本参加し、持分法適用関連会社化



70周年記念ロゴのご紹介

地平線の彼方に続く赤のラインは「感謝」の気持ちを胸に、オーハシグループが永遠に存続・繁栄していくことを社員全員で実現していく決意を表しています。

2021

株式会社
オーハシテクニカ
創業70周年

2017

2月 オーハシ技研工業株式会社 鈴鹿工場を新設



4月 米国オハイオ州に製造子会社 OHASHI NAKAHYO U.S.A., INC. を設立

11月 岐阜県各務原市の株式会社ナカヒョウに資本参加し、持分法適用関連会社化

企業情報 (2021年3月31日現在)

会社概要

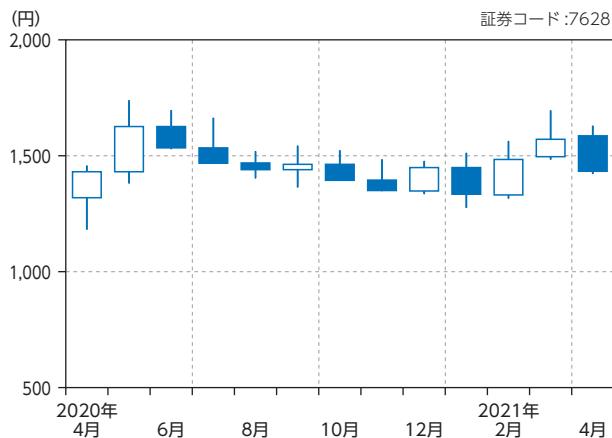
社名	株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA INC.
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル10階
設立	1953年3月12日
資本金	18億2,567万円
従業員数	グループ合計733名
連結子会社	国内2社、海外12社
持分法適用関連会社	国内2社
主な事業内容	①自動車関連部品等の製造・販売、及び加工技術開発 ②物流業務並びに輸出入業務

株式情報

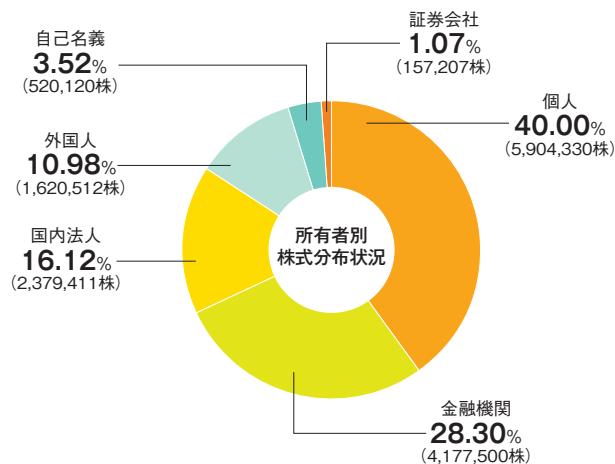
株式数及び株主数

発行可能株式総数	64,000,000株
発行済株式総数	14,759,080株
株主数	6,825名

株価の推移(東京証券取引所)



所有者別株式分布状況



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年3月31日
中間配当	毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 https://www.ohashi.co.jp
住所変更、単元未満株式の 買取のお申出先について	株主様の口座のある証券会社にお申出ください。 なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
未払配当金の支払いに ついて	株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主優待のご案内

当社では、株主の皆様へ感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいただけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数のおこめ券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度も導入いたしており、3年以上継続保有の株主様に対しては、更におこめ券を1枚(1kg)追加進呈いたしております。



～株主優待の内容～ おこめ券を進呈

100株以上	1枚 (1kg)
1,000株以上	3枚 (3kg)
10,000株以上	5枚 (5kg)

※3年以上継続保有の株主様に対しては、更におこめ券を1枚を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

※このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応にご協力をお願いするに当たり、昨年度に引き続き、株主優待の内容を変更し、100株以上保有いただいております全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。

株主総会会場ご案内図

時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線

「東銀座駅」6番出口から徒歩1分

都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分

東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線

「銀座駅」A5出口から徒歩7分

JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル10階

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関してのお問い合わせ: ir@ohashi.co.jp

<https://www.ohashi.co.jp>



PROJECT-
With the Earth

この冊子の印刷・製本に係るCO₂は
PROJECT-With the Earth を
通じてオフセット(相殺)しています。

